2　国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業及び国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業に係る欠格事由の適正化を図ることとした。（第一八条及び第二一条関係）

3　国家戦略特別区域データ連携基盤整備事業の実施主体がデータの提供を求めることができる独立行政法人に準ずる者を定めることとした。（第三一条関係）

4　この政令は、国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（令和二年法律第三四号）の施行の日（令和二年九月一日）から施行することとした。

◇私立学校教職員共済法施行令の一部を改正する政令（政令第二五三号）（文部科学省）

1　退職等年金給付に係る標準報酬月額の最高等級（第三一級）の上に更に一等級（第三二級）を加えることとした。（本則関係）

2　退職等年金給付に係る標準賞与額の最高限度額を一五〇万円と定めることとした。（本則関係）

3　この政令は、令和二年九月一日から施行することとした。

◇国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令（政令第二五四号）（厚生労働省）

1　生活関連物資等の指定の解除

(一)　国民生活安定緊急措置法（昭和四八年法律第一二一号）第二六条第一項の規定に基づき生活関連物資等として指定されている衛生マスク及び消毒等用アルコールの指定を解除することとした。（第一条関係）

(二)　衛生マスク及び消毒等用アルコールを不特定の相手方に対し売り渡す者から衛生マスク及び消毒等用アルコールの購入をした者は、当該購入をした衛生マスク及び消毒等用アルコールの譲渡（不特定又は多数の者に対し、当該衛生マスク及び消毒等用アルコールの売買契約の締結の申込み又は誘引をして行うものであって、当該衛生マスク及び消毒等用アルコールの購入価格を超える価格によるものに限る。）をしてはならないとする規定を廃止することとした。（第二条関係）

(三)　(二)に規定する購入をした衛生マスク及び消毒等用アルコールの譲渡をしてはならないとする規定に違反した場合の罰則を廃止することとした。（第七条関係）

2　施行期日等

(一)　この政令の施行に伴う所要の経過措置を定めることとした。（附則第二項関係）

(二)　関係政令について所要の改正を行うこととした。（附則第三項関係）

(三)　この政令は、公布の日の翌日から施行することとした。

◇特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律の施行期日を定める政令（政令第二五五号）（経済産業省）

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和二年法律第三七号）の施行期日は、令和二年八月三一日とすることとした。

◇特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律施行令（政令第二五六号）（経済産業省）

1　特定高度情報通信技術活用システムの要件

(一)　特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和二年法律第三七号。以下「法」という。）第二条第一項第一号の政令で定める周波数は、三、六〇〇メガヘルツを超える周波数のうち、電波法（昭和二五年法律第一三一号）第二七条の一二第一項に規定する特定基地局（同項第一号に係るものに限る。）に割り当てられたもの及び当該特定基地局以外の無線局（同法第二条第五号に規定する無線局をいう。）であって当該特定基地局と同一の通信方式を用いる無線通信を行うものに割り当てられたものとすることとした。（第一条第一項関係）

(二)　法第二条第一項第二号の政令で定める事業は、農業、林業、漁業、建設業、鉄鋼業、郵便業及び警備業とすることとした。（第一条第二項関係）

(三)　法第二条第一項第二号の政令で定める業務は、点検、測量、調査、計測、監視、警備及び輸送とすることとした。（第一条第三項関係）

(四)　法第二条第一項第二号の政令で定める性能は、次の各号（専ら屋内での業務を行うよう設計された小型無人機である場合には、(1)のいずれにも該当するものとすることとした。（第一条第四項関係）

(1)　自動的に、飛行中の位置、姿勢及び状態に係る情報の収集及び解析を行い、当該位置、姿勢及び状態を制御し、予定された経路を飛行できること。

(2)　風速八メートル毎秒以上の風が吹く環境において飛行中の位置、姿勢及び状態を制御できること。

2　指定金融機関

法第一三条第一項第一号の政令で定める金融機関を、銀行、長期信用銀行等とすることとした。（第二条関係）

3　指定金融機関の指定の基準となる法律

法第一三条第四項第一号の政令で定める法律を、農業協同組合法、水産業協同組合法等とすることとした。（第三条関係）

4　株式会社日本政策金融公庫法施行令の適用

法第一一条に規定する開発供給等促進円滑化業務が行われる場合における株式会社日本政策金融公庫法施行令（平成二〇年政令第一四三号）第三〇条第一項並びに第三一条第一項及び第二項の規定の適用について、所要の読替規定を整備することとした。（第四条関係）

5　中小企業者の範囲

(一)　ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）、ソフトウェア業又は情報処理サービス業及び旅館業の中小企業者の範囲を定めることとした。（第五条第一項関係）

(二)　法第二三条第八号の政令で定める組合及び連合会を、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会等とすることとした。（第五条第二項関係）

6　保険料率

中小企業信用保険法（昭和二五年法律第二六四号）に規定する保険関係であって、特定高度情報通信技術活用システム開発供給等関連保証に係るものについての保険料率を定めることとした。（第六条関係）

7　施行期日

この政令は、法の施行の日（令和二年八月三一日）から施行することとした。

◇自衛隊法施行令の一部を改正する政令（政令第二五七号）（防衛省）

1　令和二年三月卒業の防衛医科大学校卒業生が離職した場合における償還金の算定の基礎となる金額について、防衛省設置法第一六条第一項第一号の教育訓練を修了した者においては四、三〇一万円、同項第二号又は第三号の教育訓練を修了した者においては八四七万円とすることとした。（別表第一関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇サービス産業消費喚起事業給付金の支払の臨時特例に関する政令（政令第二五八号）（財務省）

1　サービス産業消費喚起事業給付金について、その申請者が経済産業大臣から指定を受けた者に当該給付金を受領する権限を付与した場合に限り、当該指定を受けた者に対し、概算払をすることができることとした。

2　概算払をしようとするときは、経済産業大臣は、あらかじめ財務大臣に協議しなければならないこととした。

3　この政令は、公布の日から施行することとした。